

個人情報適正管理規程

STAFF 協同組合

理事長 松岡 和人

第 1 条 個人情報を取り扱う者の範囲

個人情報を取り扱う者の範囲は、本協同組合に所属する全ての職員とする。

第 2 条 個人情報取扱責任者

個人情報の取扱いに関する責任者(以下、「個人情報取扱責任者」という。)は、技能実習監理責任者の職にある者をもって充てる。

- 2 個人情報取扱責任者は、個人情報の取扱いに関する知識の修得及び維持に努めなければならない。

第 3 条 個人情報取扱責任者の責務

個人情報取扱責任者は、第 1 条に定める個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 1 回以上実施するものとする。

- 2 個人情報取扱責任者は、情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、技能実習生等への周知に努めるものとする。

第 4 条 情報の開示及び訂正

個人情報を取り扱う者は、個人の情報に関して本人から開示請求があった場合は、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報について遅滞なく開示するものとする。

- 2 開示に基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、個人情報取扱責任者は当該請求が客観的事実に合致すると認める場合は、遅滞なく是正措置を講じなければならない。

第 5 条 苦情処理

技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人から苦情の申出があった場合は、個人情報取扱責任者は誠意を持って適切な処理をすること。